

宮城県公報

目次

ページ

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

(人事課) 一

規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年三月二十三日

宮城県知事 村井嘉浩

○宮城県規則第二十五号

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一
部を次のように改正する。

第一条の表教育委員会の項第一号に次のように加える。

- 二 附則第三項の規定による入学者選抜手数料等の徴収期限の変更
- 本 附則第四項の規定による入学者選抜手数料等の免除

附則

この規則は、公布の日から施行する。